

見守り相談室をご存知ですか？

見守り相談室では、誰もが住み慣れた地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、次の**3つの機能を一体的に実施**しています。いざというときに、地域の方がお互いに助け合い、声をかけあえるよう、地域におけるきめ細やかなネットワークの実現をめざします。

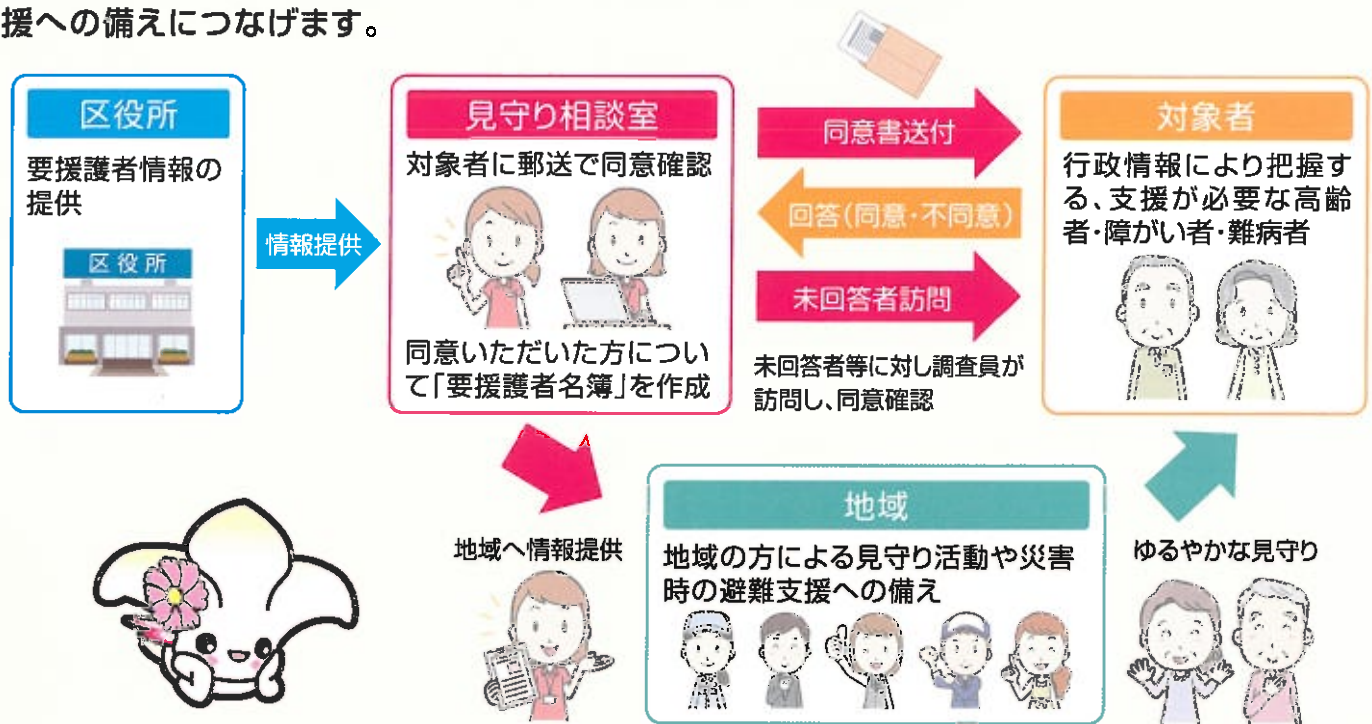


城東区社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「じよーたん」

機能1 要援護者の名簿作成 地域の見守り活動へのつなぎ

行政が保有する行政情報をもとに、対象者へ同意書を発送します。

本人の同意を確認し、要援護者の情報を集約後、地域での平時の見守り活動や災害時の避難支援への備えにつなげます。



ご相談はこちらへ

区社協に「見守り相談室」
を開設しました

見守り
相談室



社会福祉
法人

大阪市城東区社会福祉協議会

〒536-0005 大阪市城東区中央2-11-16

☎06-6936-1131 FAX 06-6936-1154

午前 9時～ 午後 7時

(土曜日は午後5時30分まで)

[休館日]日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

機能

2

見守り支援ネットワークによる 孤立世帯への専門的対応

生活上のさまざまな課題を抱えている方や、地域の中で孤立しがちな方、必要な福祉サービスへつながっていない方などに対して、訪問するなどねばり強くかわり、ご本人との関係づくりに努め、必要な支援や地域の見守りにつなげていきます。



また、ライフライン事業者等からの異変通報に対し、安否確認を行います

- 新聞や郵便物がたまっている
- 暗くなっても明かりがつかない



- 家族がひきこもっている
- ゴミが放置され家から異臭がする

気になる方がおられましたら、見守り相談室にご連絡ください

機能

3

認知症高齢者等の 行方不明時の早期発見

認知症高齢者等で行方不明になるおそれのある方の「見守りメール事前登録」(氏名や身体的特徴など)を行います。行方不明発生時、協力者に対して発見協力依頼をメールやFAXにより配信し、行方不明者の早期発見につなげます。協力者(行方不明者の発見に協力していただける団体等)の拡大に取り組みます。



行方不明になってしまう心配のある方は、ご相談ください